

令和2年度 公益財団法人秋田県女性会館 第2回理事会議事録

1 日 時 令和2年10月8日(木) 午後1時30分から午後5時まで

2 会 場 秋田県中央男女共同参画センター研修室2(アトリオン7階)

3 出席者 理事現在数9名 定足数5名

[理事出席者] 理事 高山万紀子 理事 烏トキエ 理事 中川聖子
理事 小玉喜久子 理事 庄内公子 (以上5名)

[監事出席者] 監事 小林章 監事 川越よし子 (以上2名)

[理事欠席者] 理事 山田京子 理事 柴田照子 理事 鈴木悠子 理事 鷲谷マツ
(以上4名)

4 議 題

[決議事項]

第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産(案)について

第2号議案 公益財団法人秋田県女性会館の職員について

(1) 職員の定年退職について

(2) 「業務執行理事兼事務局長」(案)について

第3号議案 公益財団法人秋田県女性会館諸規程(案)について

(1) 再雇用規程(案)について

(2) 就業規則(一部改定案)について

(3) 賃金規程(一部改定案)について

(4) その他の諸規程について

第4号議案 公益財団法人秋田県女性会館経営改善計画に基づく新規事業(案)について

(1) 新規事業(案)について

(2) 調査研究事業について

・サステイナブル(持続可能な)社会の視座での男女共同参画推進テーマの設定

[報告事項]

○令和2年度公益財団法人秋田県女性会館第1回評議員会の決議事項について

○代表理事及び業務執行理事の職務の執行状況について(公益財団法人秋田県女性会館の令和2年度事業の進捗状況等)

○令和2年度公益法人立入検査について

○「プラツL友の会」の活動について

○全国女性会館協議会全国大会について

○その他

5 議事の経過の概要及びその結果

定款第35条の規定に基づき、高山万紀子代表理事が議長となり、議事に入った。はじめに本理事会は、定款第36条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立し、決議できる条件を満たしていることを確認の上、報告事項・決議事項の順に審議に入った。

[報告事項]

○令和2年度公益財団法人秋田県女性会館第1回評議員会の決議事項について

このことについて、代表理事から、令和元年度の財務諸表等が承認されたこと、基本財産を取り崩すことが承認されたことを資料に基づき説明が行われ、出席理事全員に了解された。

○代表理事及び業務執行理事の職務の執行状況について(公益財団法人秋田県女性会館の令和2年度事業の進捗状況等)

このことについて、代表理事及び業務執行理事から資料に基づき令和2年度事業

の進捗状況、令和2年4月～8月までの収支予算実績について説明が行われた後、質疑が行われ出席理事全員に了解された。

○令和2年度公益法人立入検査について

このことについて、代表理事から、県の所管課からの日程調整の連絡が8月にあり、当法人の検査希望日を令和3年1月中旬と返答したこと、その後、日程決定の通知はまだない旨説明がされ出席理事全員に了解された。

○「プラツL友の会」の活動について

このことについて、業務執行理事から8月1日（土）～2日（日）に開催された第1回プラツL友の会サスティナブルバザーの実績報告と10月31日（土）～11月1日（日）開催予定の第2回同バザーの実施状況について説明が行われた後、質疑が行われ出席理事全員に了解された。

○全国女性会館協議会全国大会について

このことについて、代表理事から、今年度の第64回全国大会（熊本大会）は、11月25日リモートで開催予定であり、その場で次年度の秋田大会開催が宣言される予定であるということが報告された後、質疑が行われ出席理事全員に了解された。

○その他

代表理事及び業務執行理事から新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、手指消毒液の設置、机・ドア把手等の消毒、定期換気、密を避ける机の配置、職員・講師・受講生の健康状況把握、講師の県外旅行状況チェックを行っていること、また、生涯学習講座（長期講座）の講師が関わっている小学校で感染事例があったとの講師からの連絡を受け、当日の講座は休講とし、受講生保護者へ説明を行い、講師へウイルス検査を受けるよう要請、陰性判定を確認後、講座を再開した旨説明があり、出席理事全員に了解された。

[決議事項]

第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産（案）について

このことについて業務執行理事から資料に基づき説明が行われた。第1回評議員会で基本財産の取り崩しについて、この財政状況に至っては、赤字補填のためやむを得ないとして承認されたので、基本財産から取り崩した500万円を特定資産（退職給付引当資産）と流動資産（財政調整資金）へ繰り入れたこと、赤字補填のため財政調整資金から支出したことが説明され、質疑が行われ出席理事全員一致で決議された。

第2号議案 公益財団法人秋田県女性会館の職員について

(1) 職員の定年退職について

このことについて、代表理事から、嵯峨文子職員が令和3年3月31日をもって定年を迎えること、本人は引き続き勤務を希望していることが報告され、継続雇用制度を導入して新たに再雇用規程を施行する必要があることについて質疑が行われた。その結果、再雇用規程を策定することとし、本日の第3号議案で協議することが出席理事全員一致で決議された。

(2) 「業務執行理事兼事務局長」（案）について

このことについて、代表理事より資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われ、業務執行理事の業務内容から実態に即した役職名に変更すること、実態に即した法定福利厚生措置を行うことについて、出席理事全員一致で決議された。

第3号議案 公益財団法人秋田県女性会館諸規程（案）について

(1) 再雇用規程（案）について

このことについて、代表理事より、資料に基づき改正高年齢者雇用安定法を踏まえて新たに再雇用規程を策定する趣旨と具体的な規程（案）の内

容が説明された後、質疑が行われ、出席理事全員一致で原案どおり議決された。

(2) 就業規則（一部改定案）について

このことについて、代表理事より資料に基づき、(1)の再雇用規程の施行に即して就業規則を一部改定する趣旨と内容が説明された後、質疑が行われ、出席理事全員一致で原案どおり決議された。

(3) 賃金規程（一部改定案）について

このことについて、代表理事より資料に基づき説明が行われ、(1)の再雇用規程の施行及び(2)の就業規則一部改定に即して賃金規程を一部改定する趣旨と内容が説明された後、質疑が行われ、出席理事全員一致で原案どおり決議された。

(4) その他の諸規程について

このことについて、代表理事から、この度改定する規程以外の公益財団法人秋田県女性会館が施行する規程については、関連して改定が必要な規程・規則等を精査し、今後の理事会で協議していくことを出席理事全員一致で決議された。

第4号議案 公益財団法人秋田県女性会館経営改善計画に基づく新規事業（案）について

(1) 新規事業（案）について

このことについて、代表理事より資料に基づきサステイナブル（持続可能な）社会を構築するための事業の開発を行い、講座での実施、他の機関との連携、サステイナブル（持続可能な）事業の発信基地を目指すという提案がされた。その後質疑が行われ、新規に収益目的事業を立てる方向で県に申請を行うことが出席理事全員一致で決議された。また、この決議については、次回理事会以降も具体的な計画と実施を協議していくことが付議された。

(2) 調査研究事業について（サステイナブル（持続可能な）社会の視座での男女共同参画推進テーマの設定）

このことについて、代表理事より資料に基づき説明があり、その後質疑が行われ(1)案の具体化とも関わりがあるとし、調査研究事業として行うべきであり、次回理事会でテーマ設定、計画、調査実施を協議することとし出席理事全員一致で決議された。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、出席した代表理事並びに監事は次のとおり署名押印する。

なお、軽易な文言の修正は、代表理事に委任する。

令和2年 11月 18日

公益財団法人秋田県女性会館

議長 代表理事

高山 万紀子

監 事

小林 章

監 事

川越 よし子